

SI、參照香を始首せらるる
 II、争議費用會採全歸負
 III、争議費用會採全歸負
 IV、争議費用會採全歸負
 V、争議費用會採全歸負
 VI、争議費用會採全歸負
 VII、争議費用會採全歸負
 VIII、争議費用會採全歸負
 IX、争議費用會採全歸負
 X、争議費用會採全歸負
 XI、争議費用會採全歸負
 XII、争議費用會採全歸負
 XIII、争議費用會採全歸負
 XIV、争議費用會採全歸負
 XV、争議費用會採全歸負
 XVI、争議費用會採全歸負
 XVII、争議費用會採全歸負
 XVIII、争議費用會採全歸負
 XIX、争議費用會採全歸負
 XX、争議費用會採全歸負
 XXI、争議費用會採全歸負
 XXII、争議費用會採全歸負
 XXIII、争議費用會採全歸負
 XXIV、争議費用會採全歸負
 XXV、争議費用會採全歸負
 XXVI、争議費用會採全歸負
 XXVII、争議費用會採全歸負
 XXVIII、争議費用會採全歸負
 XXIX、争議費用會採全歸負
 XXX、争議費用會採全歸負

根拠人 協調會 福岡出張所

財團 協調會 福岡出張所

右要求に對し炭坑側は即答を避けたので、翌十九日更に勞資
 會見したるも、炭坑側の態度強硬にして之を拒絶すると共に
 宮崎縣出身者約三十名の「リスト」を作製して遂に之を切崩
 したのである。而して一方組合幹部に對しては秘かに金一封
 を以つて争議解決を策したるところ、同組合田川支部長之に
 動き左の條件を容れて解決、同日午後六時争議團を解散せり
 十一、解決條件
 1、金一封（金百圓）の支給
 2、争議参加者の二名を解雇すること、し被解雇者に對して
 は、
 イ、歸郷旅費金九圓宛支給
 ロ、解雇豫告手當各日給十四日分（一日一圓宛）支給
 以上